

第1 県土の利用に関する基本構想

1 県土の特性と土地利用の動向

(1) 県土の特性

ア 自然的条件

福岡県は九州の北部に位置し、三方を性格の異なる海に囲まれ、九州はもとより西日本における交通の要衝を占めている。特に、福岡市、北九州市を中心に、人口や業務機能など諸機能の集積が進み、地域の拠点性が高まっている。福岡から東京への距離と同じ約1,000km圏内には、朝鮮半島や中国大陸沿岸の主要都市が含まれ、これら東アジア地域との交流が容易な位置にある。また、古くからこれらの地域との交流の窓口になっており、今後、アジアとの国際交流・連携の拠点としての役割が期待される。

平成17年現在の県土面積は、4,976km²で全国の総面積の約1.3%、九州の約12%を占めている。また、標高500m未満の土地が県土面積の9割以上を占め、傾斜が15°未満の面積が約6割と比較的緩やかな地形となっており、県土の利用区分別の土地利用は、全国平均と比較して森林の割合が低く、農用地、宅地などの割合が高くなっている。

福岡県の気候は概して温暖であり、県下の平均降水量は年間1,794mmで全国平均とほぼ同じであるが、人口集積が高いため、人口1人当たりの降水量は全国平均の約3分の1と少なく、ダム適地も少ないなど、水資源の確保が難しい社会的、自然的条件を有している。

イ 人口と世帯

平成17年国勢調査によると、福岡県の人口は、504万9,908人で全国の約4%、九州の約38%を占めている。人口の推移は、平成12年から平成17年の5年間に約3万4,209人(0.7%)増加しており、増加率は全国とほぼ同じである。しかし、人口が増加しているのは福岡地域(8万6,550人、3.7%)のみで、筑後地域、筑豊地域、北九州地域は同期間にそれぞれ1万3,637人(1.6%)、1万5,595人(3.3%)、2万3,109人(1.7%)減少しており、福岡都市圏への人口の集中がみられる。

また、平成17年の世帯数は200万9,911世帯で、平成12年から平成17年の5年間で9万2,190世帯(4.8%)増加している。地域別にみると、同期間に福岡地域では7万2,024世帯(7.7%)、筑後地域は1万333世帯(3.6%)、筑豊地域は1,334世帯(0.8%)、北九州地域は8,499世帯(1.6%)といずれも増加している。

ウ 経済・産業

第一次産業は、恵まれた自然的、社会的条件を背景に活発な生産活動が展開されてきた。しかし、近年、就業者の高齢化や後継者不足などによって、中山間地域において耕作放棄地や荒廃した森林が増加している。

第二次産業は、北九州工業地帯における鉄鋼・化学など、大牟田地区における石炭・化学などの素材型産業を中心に発展してきたが、2度のオイルショックを経て、素材型産業は低迷傾向が続いてきた。しかし、近年においては、自動車、半導体産業などの進出により加工組立型産業のウエイトが高まっている。特に自動車産業は、組立工場やエンジン工場、研究開発施設の立地、これらに関連する部品メーカーの進出が相次いでいる。

第三次産業は、卸売業、サービス業などが福岡都市圏を中心に発展している。小売業では、大規模商業施設の郊外出店が進む一方で、中心市街地商店街においては小規模商店の減少、空き店舗の増加がみられる。

(2) 土地利用の動向

ア 農用地

農用地の面積は、平成17年は9万213haとなっており、平成7年の10万238haから10年間に1万25ha(10.0%)減少した。平成17年の内訳は、田が6万9,800ha(77.4%)と農用地の大半を占めている。10年間の推移では、田6,500ha(8.5%減)より畑3,500ha(14.8%減)の減少率が高かったため、田の構成比が若干高まった。

平成7年から平成17年の10年間で農用地の減少率が高い市町村をみると、福岡市周辺の市町が上位を占めている。福岡都市圏の住宅地を中心とした宅地開発需要により、農用地が転用されてきたことが認められる。

また、近年、耕作放棄地が増大しており、平成2年の3,947haが平成17年には7,030haに達した。

イ 森林、原野

森林の面積は、平成17年は22万2,569haとなっており、平成7年の22万4,650haから10年間に2,081ha(0.9%)減少した。平成17年の内訳は、国有林が2万5,137ha(11.3%)、民有林が19万7,433ha(88.7%)となっている。10年間の推移では、国有林が416ha(1.6%)、民有林が1,664ha(0.8%)とそれぞれ減少している。

近年、木材価格の低迷や就業者の高齢化などにより、長期間手入れがなされず、荒廃した森林が拡大している。その面積は平成16年度末時点で約2万9,000haと

推計され、森林面積全体の1割強を占めている。

原野の面積は、平成17年は188haとなっており、平成7年の189haから1ha減少した。

ウ 水面・河川・水路

水面・河川・水路の面積は、平成17年は2万1,003haとなっており、平成7年の2万732haから10年間に271ha(1.3%)増加した。平成17年の内訳は、水面が3,544ha(16.9%)、河川が1万2,528ha(59.6%)、水路が4,931ha(23.5%)となっている。10年間の推移では、水面が92ha(2.7%)、河川が120ha(1.0%)、水路が59ha(1.2%)とそれぞれ増加している。

河川の面積の増加については、治水安全度を高めるための河川の整備を行ったこと、また、水面・水路の面積の増加については、多様な水需要に対する安定供給を図るため、水資源開発や、水路の整備を行ったことが背景として考えられる。

エ 道路

道路の面積は、平成17年は3万31haとなっており、平成7年の2万7,368haから10年間に2,663ha(9.7%)増加した。平成17年の内訳は、一般道路が2万6,478ha(88.2%)、農道が1,863ha(6.2%)、林道が1,690ha(5.6%)となっている。10年間の推移では、一般道路が2,731ha(11.5%)、林道が57ha(3.5%)と増加している一方で、農道は125ha(6.3%)減少している。

一般道路の面積の増加については、高規格幹線道路や幹線道路の整備、快適で安全な道路づくりに向けて幅員の拡張などを行ってきたこと、林道の面積の増加は、森林整備に伴う作業道などの整備が背景として考えられる。一方、農道の面積の減少については、農用地の面積の減少に伴うものと考えられる。

オ 宅地

宅地の面積は、平成17年は7万1,684haとなっており、平成7年の6万4,963haから10年間に6,721ha(10.3%)増加した。平成17年の内訳は、住宅地が4万3,297ha(60.4%)、工業用地が6,041ha(8.4%)、その他の宅地が2万2,346ha(31.2%)となっている。10年間の推移では、住宅地が4,643ha(12.0%)、その他の宅地が2,201ha(10.9%)と増加している一方で、工業用地は123ha(2.0%)減少している。

住宅地の面積の増加は、人口や世帯数の増加に伴い住宅地の整備が進んだこと、その他の宅地の面積の増加は、商業系、業務系施設の整備が背景として考えられる。一方、工業用地の面積の減少は、既存の工場の閉鎖による他用途への転換や、新たな工場の進出が相対的に低調であったことなどが背景として考えられる。し

かし、平成16年からは増加に転じており、これは、自動車関連産業の進出を中心とした用地需要の増大が背景として考えられる。

カ 市街地

市街地の面積は、平成17年は5万5,965haとなっており、平成7年の5万4,870haから10年間に1,095ha（2.0%）増加した。

市街地の面積の増加は、宅地（住宅地及びその他の宅地）の増加に伴ったことが背景として考えられる。

近年の自動車に依存した暮らしの普及や大規模集客施設の幹線道路沿線及び郊外部への進出などにより、商店街の空き店舗などが増加し中心市街地の空洞化が問題となっている。

（3）土地利用転換の動向

これまでの本県の土地利用転換をみると、増加する住宅地需要に対応するために、農用地や森林を住宅地へと転換してきた。しかし、近年では、人口増加のペースが鈍ってきたことや都心回帰の影響などによって、新たな住宅地の需要が減少している。その一方で、郊外型の大規模商業施設や自動車産業関係の工業用地の需要が発生しており、農用地から工業用地、その他の宅地への転換がみられる。

全体的にみると、土地利用転換の大部分を占めていた農用地の住宅地への転換が減少していることから、本県の土地利用転換圧力は低下している。しかし、今後は、自動車関連産業を中心とした工業用地や研究開発施設などの業務用地の需要が高まることが予想され、他用途から宅地への転換が拡大傾向へ転じる可能性が高い。

2 県土利用の基本方針

(1) 県土利用の基本的な視点

県土は、現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤となるものである。

この県土を適切に利用・保全して、次世代に引き継いでいくことは県民の責務である。

そのために、以下のような基本的な視点を踏まえ、県土利用の基本方向を考えるものとする。

ア 公共の福祉の優先

土地は、公共の利害に深く関係する特性を有していることから、県土の利用に当たっては、公共の福祉を優先することを原則とする。

イ 土地利用の不可逆性への配慮

土地利用に当たっては、土地の不可逆性に配慮し、貴重な自然環境や農用地、森林の保全について十分な配慮を行いつつ、必要な箇所については、周辺地域の安全や環境を考慮するものとする。

ウ 土地の有効利用

土地は、安全と環境に配慮し、有効に利用されて初めてその価値を発揮するものであるとの考えの下、適正な土地利用計画に基づき、土地の有効利用の実現を図る。

エ 適正な地価の形成

地価の急激な変動は、県民の生活や生産活動に直接的な影響を及ぼし、適正な土地の利用を阻害することから、適正な地価の形成を図る。

オ 良好な環境や景観の保全・創造

良好な自然・生活環境や美しい景観は、豊かな県民生活の実現に必要不可欠なものであることから、その保全・創造に努める。

カ 県民生活の安全性の確保

風水害や地震をはじめとする自然災害などに対する防災対策の充実、犯罪防止や交通事故抑止に向けた環境整備などを念頭におき、県民が安全で安心して暮ら

せるよう、適切な県土利用を図る。

(2) 県土利用の基本的条件の変化

今後 10 年程度の県土利用を計画するに当たっては、下記の環境変化と課題及びポテンシャルをそれぞれ考慮する必要がある。

ア 県土を取り巻く環境変化と課題

(ア) グローバル化の進展への対応

交通・通信技術の飛躍的向上により、国境を越えた経済のグローバル化が着実に進んでおり、本県の経済も以前にも増して海外との結びつきを強めている。アジアの交流拠点として発展していく本県の県土利用に当たっては、グローバル化に対応できる学術・文化などの知的拠点を形成するとともに、港湾、空港、道路、情報通信などの交流基盤のさらなる機能強化が必要である。

(イ) 21世紀型広域都市圏の形成と拠点づくり

豊かな県民生活を実現するためには、働きやすく、住みやすく、利便性の高い新時代の都市圏づくりを進める必要がある。県土利用に当たっては、市町村合併の進展を踏まえながら、県内各地にバランスよく保健・医療・福祉・文化・教育・産業などの拠点をづくり、それらを道路や情報インフラで結び、市町村を越えた広域的な相互補完により地域全体として都市機能や居住環境の快適性を高めるネットワーク型の広域都市圏づくりを進める必要がある。

(ウ) 産業拠点の計画的な整備

本県の持続的な成長を図るためには、自動車・半導体関連産業をはじめ、バイオ、ナノテクなど国際競争力のある先端成長産業の育成、拠点化が求められる。そのためには、モノづくり拠点の整備だけではなく物流・情報などの産業インフラを一体的に整備する必要がある。県土利用に当たっては、工業用地・用水を確保するとともに、アクセス道路や物流・情報などの産業基盤の整備、人材育成など総体的な取組を通じて、産業拠点の計画的な整備・配置を進める必要がある。

(エ) 街なか再生と集約型都市構造への転換

本県では、モータリゼーションの進展などを背景に、住宅、商業、公共公益施設などの郊外立地が進み、都市機能の拡散現象が進行したことに伴い、中心

市街地の空洞化が進むなど、都市の魅力が失われつつある。今後、少子高齢化の進展や環境問題の深刻化、自治体の投資余力の低下が予想される中、持続可能な都市形成を図るためには、街なか再生に取り組み、商業施設や公共施設などの大規模集客施設を街なかに集積させて集約型都市構造への転換を図る必要がある。

(オ) 中山間地域等の活力向上

中山間地域や離島では、人口減少や高齢化の進展、若年層の流出などにより、地域の活力低下が顕在化している。また、農林水産業などの担い手不足や地域交通、医療・福祉などの社会的サービスの低下等も懸念されている。このため、農林水産業をはじめ、地域特性を踏まえた産業基盤の整備を進めるとともに、高速大容量の情報通信網（ブロードバンド）や生活道路などの生活環境基盤の整備を進めることにより、定住環境の整備を図る必要がある。

(カ) 都市と農山漁村との交流・連携促進に対応する県土整備

余暇時間の増大や生活水準の向上などにより、県民の価値観や生活様式の多様化が進み、都市住民のグリーンツーリズムや田舎暮らし、森づくり活動への参加などが進展しつつある。今後、地域の特性を踏まえた都市と農山漁村との交流・連携を促進する県土利用を進める必要がある。

(キ) 心の豊かさや景観配慮を求める県民ニーズへの対応

良好なまちなみ景観の形成や里地里山の保全・再生、自然とのふれあい、心の豊かさなどに対する県民の意識が高まっている。県土利用に当たっては、安全面や環境面も含め、自然と調和した美しくゆとりがあり、地域の魅力を高める県土づくりを進める必要がある。

(ク) 環境問題への対応

地球温暖化の進行や地球規模での生態系の危機、都市部におけるヒートアイランド現象、あるいはダイオキシン類など有害物質による環境汚染等、環境問題に対する関心が高まっている。また、東アジアの経済成長に伴う資源制約の高まりや消費資源の安定的確保に係る懸念などに適切に対処することが必要である。県土利用に当たっては、太陽光、バイオマスなどの新エネルギーの普及促進や環境負荷の少ない都市構造の構築、自然の保全・再生等を図ることにより、循環と共生を重視した土地利用を進める必要がある。

(ケ) 安全・安心な県土の形成

近年、住民の安全を脅かす風水害や地震など様々な災害が発生している。また、耕作放棄地や荒廃した森林の増加により国土保全機能の低下が懸念されている。さらに、交通安全や防犯対策の充実など、安全・安心な社会の実現に対する県民の要請が高まっている。県土利用に当たっては、総合的な治水対策や防災拠点の整備を推進するほか、農用地や森林の整備・保全を通じて国土保全機能の向上を図るとともに、安全に通行できる道路の整備や都市部におけるオープンスペースの確保など、県民が安全で安心して暮らせる地域づくりを進める必要がある。

(コ) 地域づくりへの多様な主体の参画促進

近年、NPOやまちづくり団体、地域住民などの多様な主体が参画した地域づくりの動きがみられる。一方、農山漁村や郊外住宅団地をはじめ、高齢化や核家族化などによる地域コミュニティの弱体化が顕著となっている。地域づくりへの住民の主体的な取組やコミュニティの維持・強化の観点からも、多様な主体が参画し地域資源を最大限に活用する適切な県土利用を進める必要がある。

イ 県土が持つポテンシャル

(ア) 東アジアとの近接性

本県は東アジアと地理的に近く、古くから交流が盛んに行われ、交流のフロンティアとしての役割を担っている。

現在でも、アジア太平洋子ども会議やシリコンシーベルトサミット福岡の開催など、様々な分野における国際的なイベントが行われるとともに、中国、韓国など東アジアを中心に海外との経済交流をはじめ、人材交流、文化交流等が着実に進展している。最近では、タイ、インド、ベトナムなど、交流範囲も拡大している。

また、平成17年に開館した九州国立博物館は、アジアにおける文化交流拠点としてさらなる発展が期待されている。

このように、本県は、急速な経済発展を遂げているアジア地域とともに発展する交流拠点としてのポテンシャルを有している。

(イ) 競争力の高い産業集積と技術力の集積

本県には、早くから鉄鋼や化学といった素材型産業が立地しているが、近年は自動車産業の生産拠点として、関連産業の集積が進んでいる。また、電子部品・デバイス産業の集積や環境・エネルギー分野、モノづくりに関する多様な産業・技術の集積と人材の育成機能が充実している。システムLSI、ロボッ

ト、バイオ、ナノテク、水素エネルギーなどの先端成長産業の育成や研究開発拠点の形成を図る取組も進められている。

さらに、本県は、わが国でも有数の大学・高等専門学校が集積地であるとともに、良質な労働力の存在もあり、企業立地に優位なポテンシャルを有している。

(ウ) 都市と農山漁村の近接性

本県は、福岡市、北九州市、久留米市、飯塚市、大牟田市、行橋市など地域の拠点性を有する都市がバランスよく配置され、道路や鉄道など交通網が発達していることから、県内各地から拠点的な都市へ概ね1時間以内で移動することができる。

都市と自然、都市と農山漁村が近接し、豊かな生活環境に恵まれた点が、本県のポテンシャルである。都市住民は、農山漁村の美しい景観、ゆとりある生活空間、伝統文化、新鮮な農林水産物などを享受することができ、農山漁村においても、雇用の場の確保や医療、教育、文化などの都市機能を活用する等、都市と農山漁村が近接するメリットを活かした地域づくりが進められている。

(エ) 交通網の発達

本県では、九州縦貫自動車道や九州横断自動車道などの高速道路、新幹線、福岡空港や北九州空港といった高速交通基盤が整備されるとともに、国際コンテナ貨物の増大や国際航路の就航に対応した港湾整備が進められ、広域的な交通網が発達している。

また、平成22年度末に九州新幹線鹿児島ルート of 全線開業が予定され、東九州自動車道及び有明海沿岸道路の整備が進められている。さらに、博多港、北九州港、三池港及び苅田港の機能拡充が進められ、福岡空港及び北九州空港についても機能拡充が図られている。

これらの交通網の整備により、県内外への移動時間がさらに短縮されるだけでなく、圏域を越えた交流の活発化が図られるとともに、国内外の主要都市とのネットワークの一層の拡充が期待される。

(3) 県土利用の基本方向

本県における県土の利用は、本県の継続的な経済的・文化的発展と豊かな県民生活の実現に資するものでなければならない。そのためには、今後の地方分権の進捗状況を十分に踏まえながら、県土が持つポテンシャルを最大限に活用することにより、グローバル化の進展に伴う国際的な地域間競争に対応するとともに、県土利用

の質的向上を進めていくことが必要である。

グローバル化の進展に伴う国際的な地域間競争に対応するためには、自動車産業をはじめシステムL S I、バイオなど先端成長産業の更なる集積を図り、アジアにおける産業集積拠点を目指す必要がある。また、アジアとの多様で高度な交流・連携関係を一層深めていくことにより、深刻化する都市・環境問題の知的戦略拠点、知的拠点として展開する学術集積拠点、国際分業を支える戦略的物流結節拠点、人的交流・情報交流拠点、文化・生活創造発信拠点として「アジア交流広域都市圏」の構築を目指していくことが求められている。

一方、県土利用の質的向上に関しては、良好な景観に配慮した美しくゆとりのある県土利用、安全で安心できる県土利用、循環と共生を重視した県土利用を基本とする。また、県内各地にバランスよく保健・医療・福祉・文化・教育・産業などの拠点を配置し、それらを道路や情報インフラなどのネットワークで結び、人的交流や地域間の連携を図るとともに、都市と農山漁村が相互に補完し合い、全体が一体的に発展する県土ふくおかを創造する。さらに、N P Oやまちづくり団体、地域住民などの多様な主体による地域づくり等の取組を積極的に支援するとともに、これらの団体との協働を図る。

都市部では、中心市街地における大規模集客施設の立地誘導や街なか居住などを促進し、都市機能の集積を図りつつ、既成市街地においては、再開発や低未利用地の活用などにより土地利用の高度化を進める。

都市整備に当たっては、地域防災拠点の整備やオープンスペースの確保、ライフラインの多重化・多元化などにより、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造を形成する。また、住居系、商業系、業務系などの多様な機能をバランスよく配置し、健全な水循環系の構築や緑地・水面などの効率的な配置により、環境負荷が少ない集約型の都市構造を形成する。また、美しく良好なまちなみ景観の形成を図る。

人口増加や産業集積などにより、新たな土地需要が見込まれる地域については、景観や環境保全、地域農業に及ぼす影響に十分に配慮し、既存の低未利用地を活用するほか、計画的かつ適切な土地利用を推進する。

農山漁村部では、豊かで美しい自然環境の維持・保全、里地里山の保全・再生、良好な景観の形成に取り組みつつ、良好な生活環境を整備するとともに、道路などのネットワーク化を進めることにより、都市部との交流を促進する。

農業や森林の持つ国土保全機能など多面的機能を最大限に発揮させるため、優良

農用地や森林を確保し、その整備と保全、利用の高度化を図るとともに、多様な主体の参画などにより国土資源の適切な管理を図る。

拡大する耕作放棄地については、農業的な土地利用を積極的に進めることとし、農業的土地利用が困難なものについては、地域の特性に応じた非農業的な土地利用を検討するなど、その有効利用を促進する。荒廃した森林については、森林環境税を活用し、森林再生のための施策を積極的に展開する。

産業用地や一般廃棄物処理施設の立地に当たっては、自然環境や生活環境、地域農業に及ぼす影響に十分に配慮し、土地利用計画に位置付けるなど総合的かつ適正な調整の下で、計画的な整備を図る。また、産業廃棄物処理施設の立地に当たっては、地域住民の意見などを十分に踏まえ、適正な土地利用に努める。

自然公園地域など自然環境を保全すべき地域については、生物の多様性の確保や生態系の維持、優れた風景の保護、自然とのふれあいの増進などに配慮しつつ、適正な維持・管理を図る。また、自然環境が劣化している場合は、再生に努める。

(4) 利用区分別の県土利用の基本方向

ア 農用地

農用地については、農業生産にとって最も基礎的な資源であることを踏まえ、効率的な利用と生産性の向上に努めるとともに、県内の食料自給率の向上と農業生産力の維持強化に向け、必要な優良農用地の確保と整備を図る。なお、食料の安定供給を見据え、農用地や農業用水の確保と併せて、担い手の確保に努める。

農用地の整備に当たっては、意欲ある担い手への利用集積を促進するなど農作業の集約・効率化を推進する。また、農用地は、農業生産活動が行われることにより、国土保全機能や良好な景観形成などの多面的機能を有することから、これらの機能が十分に発揮されるよう適切な維持・管理を図るとともに、減農薬、減化学肥料栽培に取り組むなど環境に配慮した農業生産を推進する。

市街化区域内農地については、良好な都市環境の形成の観点から、緑地やオープンスペースとしての機能に留意しつつ、その有効利用を図る。また、市街地周辺部や中山間地域の農用地については、優良農用地としての整備を図るほか、他の土地利用との調整を踏まえ、地域の特性を活かした有効利用についても検討する。

イ 森林、原野

森林については、森林の持つ水源かん養機能、地球温暖化防止機能などの多面的機能や木材等生産機能が継続的に発揮されるよう、積極的に整備と保全を図る。

森林の整備に当たっては、人工林の適正管理などを推進するとともに、長伐期

林や複層林などの多様な森林の造成を図る。

都市近郊の森林については、良好な生活環境を確保するため、保健休養やレクリエーションの場としての整備を図るほか、緑地として保全する。また、農山漁村部の森林については、地域の特性を活かした利用について検討するほか、間伐などの森林整備事業を積極的に展開し、その維持・管理に努める。さらに、原生的な森林や貴重な動植物が生息・生育する森林など自然環境の保全を図るべき森林については、その適正な維持・管理を図る。なお、荒廃した森林については、森林環境税を活用し、その再生に努める。

原野については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図る。

ウ 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、河川はん濫地域における安全性の確保、多様な水需要に対するより安定した水供給のための水資源開発、農業用排水路の整備などに要する用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新などを通じて、既存用地の持続的な利用を図る。これらの整備に当たっては、流域の特性に応じた健全な水循環系の構築などを通じ、自然環境の保全・再生に配慮するとともに、生物の多様な生息・生育環境や、自然の水質浄化作用、うるおいのある水辺環境、都市における貴重なオープンスペースなど多様な機能の維持・向上を図る。

水面については、治水・利水及び環境の保全において総合的に河川管理が確保されるようにダム開発事業を実施するとともに、ため池の計画的な改修を推進する。

河川については、総合的な治水事業を推進するとともに、やすらぎとうるおいのある水辺空間の形成を図る。

水路については、地域の特性に応じた整備を図る。

エ 道路

道路は、日常生活や産業、経済活動を支える最も基本的な社会資本であるため、投資効率を考慮しつつ、環境の保全にも十分配慮し、道路整備の推進を図る。

一般道路については、県内各地域間のネットワーク形成や産業育成に向けた広域幹線道路網の整備及び地域に必要な生活道路の整備を進めるため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。一般道路の整備に当たっては、道路の安全性や快適性の向上、防災機能の向上などに留意するとともに、環境の保全に十分配慮し、良好な沿道環境の形成に努める。

農道及び林道については、自然環境の保全に十分配慮しつつ、農林業の生産性向上や農用地及び森林の適正な管理のため、必要な用地の確保を図るとともに、適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。

オ 宅地

(ア) 住宅地

住宅地については、少子高齢化の進行や少人数世帯の増加、生活様式や居住ニーズの多様化を受け、豊かな住生活の実現、秩序ある市街地形成の観点から、耐震・環境性能などに優れた良質な住宅ストックの形成を図るとともに、良好な居住環境が形成されるよう必要な用地の確保を図る。

特に、中心市街地においては、安全性とゆとりある快適な環境の確保に配慮しつつ、街なか居住を促進する。また、郊外部の住宅団地については、既存ストックの機能向上や住み替えを円滑にする住宅市場の環境整備を図ることにより、再生を図る。

(イ) 工業用地

工業用地については、企業立地に的確に対応できるよう、必要な用地の確保を図る。新たな工業用地の整備に当たっては、周辺地域の景観や環境保全、地域農業に及ぼす影響に十分配慮し、低未利用地を活用するほか、土地利用計画に位置づけるなど総合的かつ適正な調整の下で計画的に行う。

(ウ) その他の宅地

その他の宅地については、県内各地域の拠点都市における都市福利施設の整備や商業の活性化、良好な環境の形成などに配慮し、事務所、店舗用地などについて必要な用地の確保を図る。また、産業振興や雇用の拡大の観点から、自動車産業をはじめとした研究開発施設について必要な用地の確保を図る。

特に、中心市街地における空き店舗の増加、低未利用地の発生などの問題に対応するため、街なか再生に向けた施策を展開するとともに、大規模集客施設の適正な立地誘導を図る。

カ その他

文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設、厚生福祉施設などの公用・公共施設の用地については、県民生活上の重要性を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図る。施設の整備に当たっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用に配慮するとともに、施設の拡散を防ぐ観点から、施設の特性に応じて空き屋・空き店舗の再生利用や街なか立地誘導を図る。

耕作放棄地については、放牧地などとしての利用や流動化を促進して農用地としての活用を積極的に図るとともに、それぞれの地域の特性に応じて施設用地、森林など農用地以外への転換による有効利用を図る。

閉校跡地については、地域の活性化に向けて、周辺地域の環境に配慮し、地域の特性に応じた有効利用を図る。

廃棄物処理施設については、自然環境及び生活環境の保全に配慮し、必要な用地の確保を図る。

沿岸域については、環境の保全と県民に開放された親水空間としての適切な利用に配慮する。また、沿岸域の多様な生態系及び景観の保全や漂着ゴミ対策、汚濁負荷対策を図るとともに、県土の保全と安全性の向上に資するため、海岸の保全を図る。

キ 市街地

市街地については、環境負荷の少ない豊かで暮らしやすい都市形成に向け、集約型の都市構造への転換を図る。特に中心市街地については、商業をはじめとして、居住空間、保健・医療・福祉、文化・芸術など多様な機能が適切に集積し、魅力的な都市生活が営める街なか再生を推進する。そのために、都市構造に影響する大規模集客施設の立地を誘導すべき地域と抑制すべき地域を明確にする。